

2021. 8. 6

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける新たな措置の一部変更

【ポイント】

- 5日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を一部変更する旨発表しました。夜間外出禁止令については、22時から翌日4時までと変更はありません。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 5日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を一部変更しました。措置内容は以下のとおりです。※印の措置は一部変更があります。

- (1) 夜間外出禁止令は22時から翌日4時まで
- (2) マスクの着用義務遵守
- (3) 身体的距離の確保遵守
- (4) ※ 手洗いは必須(今回は手洗いの励行)
- (5) ※ 鉱山地区入口における衛生措置の強化(PCR検査もしくはワクチン接種証明書が必要)(今回は県の出入りに際してのPCR検査及びワクチン接種証明書両方が必要)
- (6) 50人以上の式典禁止(結婚式、洗礼式、葬儀等)
- (7) ※ 宗教施設における規制措置の厳格な遵守の監視(今回は監視はなし)
- (8) 新型コロナウイルス陽性の遺体の移動禁止
- (9) ※ 国内及び都市における異なる県をまたぐ移動の際の検問(PCR陰性結果もしくはワクチン接種証明書)(今後、迅速テストによる陰性結果は認められない)
- (10) 余暇施設における感染症対策措置維持(ホテル、レストラン、バー)
- (11) 民間施設に対する、国家公衆衛生安全保障庁(ANSS)との協力した検査の実施及び新型コロナウイルス陽性者に関する情報提供の義務
- (12) ギニア全土におけるワクチン接種の国民への推奨

2 その他、現在有効な緊急事態宣言のすべての制限措置は引き続き実施されます。マスクを着用していない場合、50,000ギニアフランの罰金が科されますのでご注意ください。

3 当地においては、これまでの新型コロナウイルスよりも感染力が強いとされる変異株の発生も確認されています。在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>